

令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金 【3万円給付金】のご案内

物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

支給対象

※令和6年12月13日時点で、那珂市に住民登録がある世帯の世帯主が対象です。

同一世帯に属するかた全員が
「**令和6年度分の住民税均等割が課税されていない**」世帯

※上記に該当しても、世帯全員が、住民税が課税されているかたに扶養されている世帯は支給の対象となりません。



振込通知書 が届いたかた

手続きの必要はありません

(市で把握している口座に振り込みます)

令和6年1月2日以降に転入者がいない世帯で、令和5年度または令和6年度の実課税世帯向け給付金を受給し、令和6年12月13日時点で世帯及び所得状況の変更がない世帯に送付しています。

※世帯状況に変更がある場合でも、受給権が確認できる場合は「振込通知書」を送付しています。

確認書が届いたかた／申請書の対象のかた

【確認書】手続き方法を確認し**返送**してください

【申請書】支給対象に該当する場合のみ提出してください

※受給の手続きは裏面をご確認ください※

給付金の対象になると思われるかたで、振込通知書送付の条件に当てはまらないかたに送付しています。

特に「申請書」が届いた世帯は、支給対象であるかを必ず確認してください。対象でない場合、申請書を返送しても給付金を受給できません。

※口座を変更したい場合や、受給辞退をする場合は、ご連絡ください。(口座を変更するかたは確認書の提出が必要です。)



令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金の
「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などのかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ・相談窓口



029-212-5330 (直通)

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00および土日祝を除く)



手続き方法

※振込通知書が届いたかたは手続きの必要はありません。

表面に目を通し、支給対象であることを確認してください

世帯全員が、令和6年1月1日以前から市内にお住まいの場合

届いた確認書を返送してください

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を市からお送りします。
- 必要事項を記入し、市社会福祉課に返送してください。

●確認する項目●

- ① 世帯主署名欄を記入している
- ② チェック項目を確認し、レ印を入れている

確認事項

- 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
- 世帯の中に、「住民税所得割が課税となるような所得があるのに未申告」である者はいない。

世帯の中に未申告のかたがいる
または
世帯の中に、令和6年1月2日～12月13日に転入したかたがいる場合

税情報が不明なため**申請が必要です**

- 世帯全員の税情報を把握できないため、申請書による手続きが必要です。
- 市ホームページや市社会福祉課窓口で申請書を取得し、添付書類とともに市社会福祉課にご提出ください。

●確認する項目●

転入されたかたが
「住民税非課税」である



世帯の中に未申告のかたがいる場合

- まずは、税務課で所得申告をおこなってください。
- 申告後、給付金の支給要件に該当する場合は、社会福祉課へ申請書を提出してください。

3万円給付金の申請期限は
令和7年6月20日(金) ※必着 です。

お問い合わせ・相談窓口



029-212-5330 (直通)

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00～17:00 (12:00～13:00および土日祝を除く)

